

## 【アメリカ】トランプ大統領の2020年大統領選挙の公約

2020年8月24日～27日に開催されたアメリカの共和党全国大会（本誌 p.16 参照）に先立ち、同月23日に現職のドナルド・トランプ（Donald Trump）大統領の選挙公約が発表された。

2020年9月23日現在のトランプ大統領の選挙運動ホームページに掲載される選挙公約の内容は、11の広範な分野を対象にし、各々の分野に数種類の政策項目が掲げられている。11の分野名と、各々の分野において筆頭に掲げられる政策項目を紹介する。

- ①雇用: 10か月で1000万人分の新規雇用の創出
- ②新型コロナウイルス感染症の撲滅: ワクチンの2020年末までの開発
- ③中国依存の終了: 中国からの100万人分の製造業雇用の奪還
- ④ヘルスケア: 処方薬の価格の引下げ
- ⑤教育: 学校に関する幅広い選択肢をアメリカの全ての子供に対して提供
- ⑥沼地からの排水（Drain the Swamp）: 連邦議会議員の任期制限の導入
- ⑦警察の擁護: 警察官と法執行機関職員に対する十分な財源による手当とそれらの増員
- ⑧不法移民の阻止とアメリカ労働者の保護: 納税者が財源を拠出する福祉・ヘルスケア・無償大学教育の受益者に不法移民がなることの阻止
- ⑨未来に向けたイノベーション: 宇宙軍の展開、月面への人間の常置、火星への初の有人宇宙飛行
- ⑩アメリカ第一主義の外交政策: 終わりのない戦争の終結と米軍の帰還
- ⑪アメリカ的価値の擁護: 最高裁判所と下級裁判所の裁判官に憲法を守る者の任命を継続

これらの中で、⑥（沼地からの排水）は、連邦議会、政府等の改革に関する公約である。また、当初の選挙公約は、①～⑩までの10分野から成っていたが、その後⑪が加わり、11分野になった。

なお、共和党は、2020年大統領選挙の前に党の政策綱領を策定せず、2016年（前回大統領選挙の時点）の政策綱領を踏襲することになった。トランプ大統領は、この全国大会で共和党の大統領候補として正式に指名された。

海外立法情報調査室・三輪 和宏

・ <https://www.donaldjtrump.com/media/trump-campaign-announces-president-trumps-2nd-term-agenda-fighting-for-you/>

### 【アメリカ】法執行機関職員自殺者等データ収集法

法執行機関職員自殺者等データの収集に関する法律（Law Enforcement Suicide Data Collection Act, P.L.116-143.）が、2020年6月16日に制定された。この法律は、法執行業務に就いている者の自殺リスクが、他の職業に就いている者に比して高いという過去の調査結果等に鑑み、正確な数字を把握し、自殺の予防、減少に役立てていくことを連邦捜査局（FBI）長官に求めるものである。連邦司法長官は、この法律の施行後1年以内に、将来的な法執行機関職員の自殺を予防し、及び法執行機関における自殺が多いことへの理解促進のために、FBI長官を通じて「法執行職員自殺データ収集プログラム」を策定しなければならない（第2条(a)）。各法執行機関は、このプログラムに基づき、自殺及び自殺未遂についての以下の内容を含む情報を、FBI長官に提出する。①職員が自殺し又は自殺未遂を図った場合、直前に置かれていた状況と発生していた出来事、②自殺し又は自殺未遂を図った場所、③自殺し又は自殺未遂を図った法執行機関職員の統計情報、④自殺し又は自殺未遂を図った法執行機関職員の職種（調査官、矯正官、緊急電話オペレータ等）、⑤自殺し又は自殺未遂を図った際に使用された方法（第2条(a)）。連邦司法長官は、この法律施行後2年以内及びその後毎年、上記の情報を含む報告書を作成して連邦議会に提出し、またFBIのウェブサイトを通じて公表しなければならない（第2条(c)）。ただし、当該報告書には、自殺し又は自殺未遂を図った職員個人が特定される情報は含まない（第2条(d)）。

海外立法情報調査室・伊藤信博

・ <https://www.congress.gov/116/plaws/publ143/PLAW-116publ143.pdf>

### 【アメリカ】連邦議会下院の遠隔審議のための決議の差止請求を却下する判決

米国の連邦議会下院は、今般の新型コロナウイルスによる公衆衛生緊急事態において、審議の継続性を担保するために、2020年5月15日に、下院規則の特別規定に当たる決議（H.Res.965）を採択し、本会議における代理投票による遠隔審議を可能にした（本誌284-2号（2020年8月）p.2.）。これに対し、下院の共和党院内総務ほか20名の下院議員及び4名の支持者は、下院の議長、クラーク及び守衛官に対し、下院決議が合衆国憲法の定める定足数要件（第1編第5節第1項）、賛否投票要件（同編同節第3項）、委任禁止原則（同編第1節）等に違反するとして、この決議の差止めを求め、5月26日にコロンビア特別区連邦地方裁判所に提訴した。院内総務らは、これらの合衆国憲法の規定が、下院の審議を行うために、議員の実際の出席を求めていると主張した。

裁判所は、7月24日に口頭弁論を行い、8月6日に差止請求を却下する判決を下した（*McCarthy v. Pelosi*, 2020 U.S. Dist. LEXIS 140592.）。裁判所は、①議員の投票権の弱体化、②原告適格を判断するために依拠すべき判例、③合衆国憲法第1編第6節第1項〔発言・討議条項〕の3点につき検討を行ったが、③のみに基づき却下の判決を下した。③は、議員は、議院における発言・討議につき、院外において問責されることはないとする規定であるが、従来、この規定は「発言・討議」だけでなく、全ての「立法行為」に適用されてきた。裁判所は、代理投票のための下院決議に基づく議員の投票が、「立法行為」に該当すると判断した。院内総務らは、判決の翌日である8月7日に控訴の手続を行った。

この決議の適用期間は45日間と定められており、これに基づきペロシ下院議長が5月20日に開始を宣言した。その後、6月29日及び8月17日に延長手続が採られ、10月2日までとされている（2020年9月10日現在）。

海外立法情報課・中川 かおり

・ <https://www.courthousenews.com/wp-content/uploads/2020/08/GOPPelosi.pdf>

**【EU】新型コロナウイルス復興基金規則案の公表**

2020年5月28日、欧州委員会は、「COVID-19パンデミックの影響からの復興を支援するため、EU復興のための手段（Recovery Instrument）を創設する理事会規則案」（COM(2020)441.以下「復興基金規則案」）を公表した。復興基金規則案は、「次世代EU」（Next Generation EU: NGEU）と呼ばれる復興基金を創設することを目的とするもので、全6か条から成る。

復興基金規則案の概要は、次のとおりである。復興基金は、特に、経済への悪影響からの復興に取り組むため、雇用の回復や創出、医療制度の回復、成長を促進する改革や投資、中小企業支援等の措置に資金を提供する（第2条）。復興基金の総額は7500億ユーロ（1ユーロは約123円）とする（第3条第1項）。このうち、4332億ユーロを新設・既存プログラムの資金に（同条第2項第a号）、2500億ユーロを加盟国への融資に（同第b号）、668億ユーロを投資促進のための基金等への信用保証に充てる（同第c号）。復興基金に基づく各種プログラム等への資金提供の決定期限は、2024年12月31日とする（第4条）。規則は、官報掲載の翌日に施行される（第6条）。

復興基金規則案は、総額7500億ユーロの復興基金のうち、2500億ユーロを融資、5000億ユーロ（上述の4332億ユーロと668億ユーロの合計）を返済不要な補助金等と規定していた。しかし、2020年6月の欧州理事会（加盟国首脳で構成）における初回の協議では、復興基金の構成等に関して意見が衝突し、合意に至らなかった。同年7月、欧州理事会は、5日間の協議の末、①復興基金の総額は変えず、その構成を変更して、融資を3600億ユーロに増額し、補助金等を3900億ユーロに減額すること、②各種プログラム等への資金提供の決定期限を1年早めて2023年12月31日とすること等で合意した。

今後、復興基金規則案は、欧州理事会での合意内容を踏まえ、加盟国の閣僚級代表で構成されるEU理事会において特定多数決（加盟国の55%（現在は15か国）が賛成し、かつ、それらの国の人口がEU人口の65%以上）で可決されれば成立する。ただし、復興基金と一体的に運営される次期多年度財政枠組み（2021年～2027年）に関する理事会規則（COM(2018)322, COM(2020)443）の成立には、欧州議会の同意及びEU理事会での全会一致の可決が必要となる。また、7500億ユーロの資金調達権限等を規定する理事会決定（COM(2018)325, COM(2020)445）の成立には、欧州議会への諮問、EU理事会での全会一致の可決、全加盟国の批准が必要となる。2020年9月現在、欧州委員会は、2020年12月中の関連法令成立を見込んだ工程表を、同委員会のウェブサイトに掲載している。

海外立法情報課・濱野 恵

- [https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52020PC0441R\(01\)](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52020PC0441R(01))
- <https://www.consilium.europa.eu/media/45109/210720-euco-final-conclusions-en.pdf>
- [https://ec.europa.eu/info/strategy/eu-budget/eu-long-term-budget/2021-2027\\_en](https://ec.europa.eu/info/strategy/eu-budget/eu-long-term-budget/2021-2027_en)

### 【EU】道路輸送業の運転手の労働条件を改善する規則の公布

2020年7月31日、「日及び週当たりの最長運転時間、最短休憩時間並びに日及び週当たりの休息期間の最低要件に関し規則（EC）561/2006を改正し、タコグラフ（筆者注：自動車に搭載される運行記録計器の一種）による位置測定に関し規則（EU）165/2014を改正する、2020年7月15日の欧州議会及び理事会規則」（Regulation (EU) 2020/1054）が公布された。同規則は、全3か条で構成され、一部の規定を除き、2020年8月20日に施行された。

道路輸送業の運転手の運転時間等を定める既存の規則（EC）561/2006は、原則として、運転時間を1日9時間以下、1週56時間以下とし、休憩時間を4時間半の運転ごとに45分以上とし、休息期間を1日につき連続11時間以上、1週につき連続45時間以上と定めている。今回の改正では、これらの規定は変更されなかったが、週45時間以上の休息期間を車中で取得することを禁止する旨が明示され、当該休息期間取得のために車外で宿泊する際の費用は、雇用主が負担することが規定された。また、雇用主は、運転手が原則として少なくとも4週に1回は運送会社のオペレーションセンター等の拠点に戻り、週45時間以上の休息期間を取得することができるようにしなければならないことが新たに規定された。 海外立法情報課・濱野 恵

・ <http://data.europa.eu/eli/reg/2020/1054/oj>

**【ドイツ】未成年者等を転換治療から保護する法律**

転換治療から保護する法律（BGBl. I 2020 S. 1285）が、2020年6月23日に公布され、翌24日に施行された。転換治療とは、生物学的性と一致しない性的指向や性自認を変更させ、又はその傾向を抑制するための療法をいう。性的嗜好障害（露出症や小児性愛）の治療や、性自認が生物学的性と一致しない場合に身体を性自認へ適合させる治療法は含まれない。同法は、性的自己決定権の保障を目的とし、自己決定能力に欠ける未成年者や特に保護を要する成人に対する転換治療の実施を禁止するもので、併せて転換治療の宣伝・勧誘・斡旋（あっせん）を禁止し、当事者や親族等の関係者への相談窓口の設置を規定する。禁止された転換治療を実施した者は、1年以下の懲役又は罰金に処され、宣伝・勧誘・斡旋を行った者は、3万ユーロ（1ユーロは約123円）以下の過料を科される。同法は全7か条から成り、各条の見出しは、第1条：法の適用範囲、第2条：転換治療の実施の禁止、第3条：宣伝・勧誘・斡旋の禁止、第4条：相談窓口の設置、第5条：罰則、第6条：過料規定、第7条：施行である。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

・ <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP19/2572/257235.html>**【ドイツ】連邦自然保護法第2次改正法—野生のオオカミに関する例外規定—**

連邦自然保護法（BGBl. I 2009 S. 2542）における動植物の種の保存のための捕獲等のアクセス禁止の規定について、野生のオオカミに関して例外規定を設け、放牧家畜等が襲撃されている場合に射殺等の殺処分を認める連邦自然保護法第2次改正法（BGBl. I 2020 S. 440）が、2020年3月12日に公布され、翌13日に施行された。同法は、連邦自然保護法に新たに第45a条「オオカミの扱い」を追加する等の改正を行い、①家畜等が襲撃されている場合に、オオカミの排除（殺処分）を認める行政決定をより法的確実性の高いものとし、②オオカミと家畜との交配種の排除を認め、③狩猟権を有する者が、認可された殺処分に自発的に参加することを認め、④オオカミの給餌を、自然保護監督官庁の措置を除いて、禁止した。この法律の目的は、周辺住民の不安、放牧家畜の所有者の利益、保護すべき動物種としてのオオカミの保護の間で、適切なバランスを取ることであるとされる。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

・ <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP19/2485/248592.html>

**【ロシア】酒類の広告規制緩和**

ロシア連邦は、ユーラシア経済連合（Евразийским экономическим союзом: ЕАЭС）加盟国の一つである。従来、ロシア連邦においては2006年3月13日連邦法第38号「広告について」を根拠として、酒類広告が規制されていた。同法により、雑誌及びラジオ等のメディアへの酒類の広告掲載は、ロシア連邦産ブドウで醸造されたワイン及びシャンパンを除き、禁止されていたが、この規制はユーラシア経済連合の定める国際基準と合致していなかった。2020年7月31日連邦法第296号「連邦法『広告について』第21条改正について」は同法を改正するものであり、同年8月11日に施行された。改正法により、ロシア以外のユーラシア経済連合加盟国（アルメニア、カザフスタン、キルギス、ベラルーシ）製のワイン及びシャンパンは、ロシア製ワイン及びシャンパンと同等に扱われ、広告掲載が許可されることとなった。

海外立法情報課・大河原 健太郎

- <https://rg.ru/2020/08/06/smiagchen-zapret-na-reklamu-alkogolia-iz-stran-caes.html>
- <https://rg.ru/2020/08/07/o-reklame-dok.html>

**【ロシア】無煙たばこの規制強化**

たばこ製品として最も一般的な形態は紙巻きたばこであるが、火を使わずに、たばこ葉加工品を口に入れてニコチンを摂取する、無煙たばこも世界的に愛好されている。ロシア連邦において「ナスワイ」と呼ばれる無煙たばこは、「行政犯罪に関するロシア連邦法典」によって販売が禁止されており、罰金（市民：2,000～4,000 ルーブル、公務員：7,000～12,000 ルーブル、法人：40,000～60,000 ルーブル）が科せられているが、実際には規制が及んでいない。輸入無煙たばこ及びキャンディのように味わう新形態の無煙たばこ等が脱法的に市販されているのが現状である。この問題を解決するため、2020年7月31日連邦法第278号「行政犯罪に関するロシア連邦法典第3.5条及び第14.53条の改正について」（同8月11日施行）により、無煙たばこの販売に対する罰金が引き上げ（市民：15,000～20,000 ルーブル、公務員：30,000～50,000 ルーブル、法人：100,000～150,000 ルーブル）られることとなった。（1ルーブルは約1.3円）

海外立法情報課・大河原 健太郎

- <https://rg.ru/2020/08/05/za-prodazhu-podrostkam-produkcii-s-nikotinom-shtraf-sostavit-300-tysiach-rublej.html>
- <https://rg.ru/2020/08/06/koap-dok.html>

### 【韓国】公共用語の外国語翻訳指針

文化体育観光部（部は日本の省に相当）と国立国語院は、2020年7月15日に文化体育観光部訓令「公共用語の外国語翻訳及び表記指針」を出した。2015年12月の文化体育観光部訓令「公共用語の英語翻訳及び表記指針」に代わるもので、地名・駅名・料理名等の公共用語を翻訳する外国語を、英語のみから英語・中国語（簡体字表記）・日本語に広げ、かつ翻訳の対象とする用語の適用範囲も拡大した。発令した日から施行され、発令後の法令及び現実的な状況の変化等を検討する2023年6月まで効力を持つ（附則第1条及び第3条）。今回の訓令により、2015年の訓令は廃止された（附則第2条）。また、国立国語院は、公共用語の翻訳案の監修を支援し、韓国語と韓国文化関連用語を外国人に正しく伝えるため、標準翻訳案を「公共言語統合支援システム」のウェブサイト上で提供することも明らかにした。

海外立法情報課・中村 穂佳

- <http://www.law.go.kr/admRulLsInfoP.do?chrClsCd=010202&admRulSeq=2100000191040>
- [https://www.mcst.go.kr/kor/s\\_notice/press/pressView.jsp?pSeq=18147&pMenuCD=0302000000&pCurrentPage=7&pTypeDept=&pSearchType=01&pSearchWord=](https://www.mcst.go.kr/kor/s_notice/press/pressView.jsp?pSeq=18147&pMenuCD=0302000000&pCurrentPage=7&pTypeDept=&pSearchType=01&pSearchWord=)
- <https://publang.korean.go.kr/>

### 【韓国】疾病管理本部の庁への昇格

2020年5月10日、文在寅（ムン・ジェイン）大統領は就任3周年特別演説で、疾病管理本部を庁に昇格させ、保健福祉部に複数次官制を導入する方針について言及した。これは、新型コロナウイルス感染症等の感染症管理体系を強化する趣旨のものである。この内容を盛り込んだ政府組織法改正案が同年6月17日に政府によって提出され、同年8月11日に改正政府組織法が公布された。この改正により、保健福祉部（部は日本の省に相当）に所属する疾病管理本部が、保健福祉部所属の中央行政機関として疾病管理庁に昇格することになった（第38条）。また、これと同時に、保健福祉部が管掌する保健分野の業務の専門性を強化するため、これまで1人とされていた保健福祉部の次官の定数を2人とし、そのうち1人を保健分野担当とする複数次官制をとることになった（第26条）。

海外立法情報課・中村 穂佳

- [https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=ARC\\_D2X0Y0W6O1K7Y1K7X5I3F4E5Z0E1C7](https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=ARC_D2X0Y0W6O1K7Y1K7X5I3F4E5Z0E1C7)
- <https://www1.president.go.kr/articles/8606>
- [https://www.mois.go.kr/fit/bbs/type010/commonSelectBoardArticle.do?bbsId=BBSMSTR\\_000000000008&nttId=79824](https://www.mois.go.kr/fit/bbs/type010/commonSelectBoardArticle.do?bbsId=BBSMSTR_000000000008&nttId=79824)

**【オーストラリア】大麻の個人使用を合法化（首都特別地域）**

2016年2月29日、連邦法である「2016年麻薬改正法」（2016年法律第12号）が裁可され、豪州連邦内では、同年10月29日から医療目的の大麻・大麻樹脂を製造するために大麻草を栽培し、及び入手することが合法化された。首都キャンベラがある豪州首都特別地域（Australian Capital Territory: ACT）では、2019年9月25日、大麻の個人使用を認める法律（2019年依存性薬物（大麻個人使用）改正法（2019年法律第A2019-34号））が成立し、2020年1月31日に施行された。これは、ACT内に限定されるとはいえ、豪州内で大麻の個人使用を合法化した初めての法律である。

同法により、ACT内で、①18歳以上の個人が50g以下の乾燥大麻又は150g以下の収穫後未乾燥の大麻を所持すること（第171AA条）、②18歳以上の個人が2株まで（1世帯では4株まで）の大麻草を栽培すること（第162条第1A項、第171AAA条第1項）が合法化された。

また、③自宅で4株を超える大麻草を栽培すること（第171AAA条第1項）、④居住地以外又は他人が合法的に立入り可能な場所で大麻草を栽培すること（第171AAB条）、⑤収穫した大麻草を18歳未満の者の手の届く場所に保管すること（第171AAC条）、⑥公共の場所で大麻を吸引すること（第171AB条第1項）、⑦吸引している大麻の煙が18歳未満の者にかかること（同条第2項）を違法とする条文が設けられた。

なお、大麻の他人への販売、分配及び譲渡並びに18歳未満の者の栽培、所持及び使用は引き続き違法である。

ACT政府は、これらの法改正の趣旨を、大麻や違法薬物の娯楽目的の使用を奨励・促進することが目的ではなく、豪州全土やACT内で大麻使用が蔓延し、薬物を全面禁止する政策が機能していない現状に鑑み、むしろ粗悪品の流通・乱用等による薬物の害を最小化する法改正を行う方が、個人及び社会に良い成果をもたらしている事例が世界各国で見られるためと説明している。

海外立法情報課・内海 和美

- <https://www.legislation.act.gov.au/a/2019-34/>
- <https://www.legislation.gov.au/Details/C2016A00012>



**【フィリピン】国立スポーツアカデミー法**

2020年6月9日、国立スポーツアカデミーを創設し、そのための財源の充当について規定する「国立スポーツアカデミー法」(The National Academy of Sports Act: R. A. 11470.)が成立した(同年6月15日公布、同月30日施行)。この法律は、全25か条から成る。立法目的は、フィリピンの持続可能なスポーツ教育制度の枠組みを確立させることによって、学生アスリートの競争力を高め、世界で通用するアスリートを輩出することである(第2条)。

教育省が所掌する国立スポーツアカデミーは、フィリピンスポーツ委員会(Philippine Sports Commission)と連携し、国際基準に準拠した教育施設で、学生アスリートのスポーツ技能及び才能を伸ばすことを目的としている。この目的に向け、国立スポーツアカデミーは、スポーツに関する特別なカリキュラムを組み込んだ中等教育プログラムを実施する義務を負う(第3条)。このカリキュラムは、教育に加え、学生アスリートの特別な競技トレーニングの必要性を考慮して立案されるものとする。また、国立スポーツアカデミーは、資格のある学生アスリートに対して、十分な奨学金を給付するものとする(第4条)。

国立スポーツアカデミーの本部は、タルラック州・ニュークラークシティのスポーツ複合施設(2019年東南アジアスポーツ大会が開催された場所)に設置され、施設内にスポーツ設備、寮及びその他の設備が整備される。また、充実した教室及び設備を有する校舎が新築される(第5条)。

国立スポーツアカデミーは、評議委員会(Board of Trustees)によって運営・管理され、評議委員会の議長を教育大臣が、副議長をフィリピンスポーツ委員会の代表者が務めるものとされる。評議委員会は、国立スポーツアカデミーが実施する方針及びガイドライン、特に学生アスリートの選抜及び入学に関する基準を策定する権限を有する(第7条)。また、評議委員会は、世界に通用する学生アスリートを育成するため、フィリピンスポーツ委員会によって承認された外国人コーチ、トレーナー及びコンサルタントを雇用する権限を有する(第9条)。

教育大臣は、この法律を効果的に実施するために必要な経費の総額を、毎年、一般歳出法に計上される教育省の予算に組み込むものとする(第21条)。

海外立法情報課・日野 智豪

・ <https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2020/06jun/20200609-RA-11470-RRD.pdf>